

第3節 混乱期から実施する活動

本市は、大規模地震の発生に伴い広範囲にわたる出火や家屋の倒壊等が考えられるため、防災関係機関と協力して一刻も早い救出活動や消火・防火活動を実施する必要がある。

そのため、本市は応急対策の活動体制を確立し、人命の救出・救助を最優先とした活動を実施するものとする。

第1 非常配備体制への移行

第2 消防活動

第3 水防活動

第4 避難対策

第5 人命にかかる災害情報等の
収集・報告

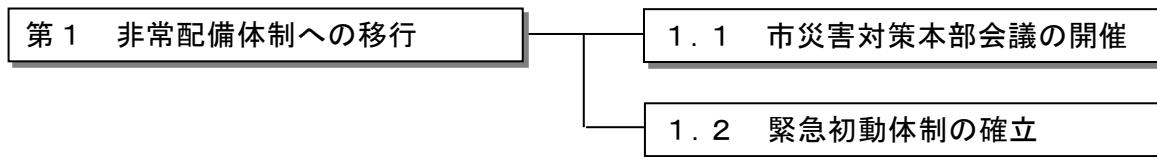
第6 人命にかかる広報活動

第7 広域応援要請

第8 自主防災組織の活動

第1 非常配備体制への移行

本市の緊急初動体制は、災害発生時から混乱期を経て、災害事態やライフラインの復旧状況又は職員の参集状況を考慮した上で、逐次非常配備体制へ移行を図る。



1. 1 市災害対策本部会議の開催【総括班】

本部長は、参集している副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、当面の初動活動方針を決定する。

<活動内容と手順>

1 開催

- (1) 会議は、本部連絡員又は庁内放送を通じて、本部長が必要の都度招集し、開催するものとする。
- (2) 本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 本部長は、必要と認められるときは、関係防災機関を会議に出席させるものとする。

2 協議事項

災害対策本部は、応急対策などの的確、迅速な防災・減災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する。

なお、会議を開催するいとまのないときは、在庁又は連絡可能な最上級意志決定者において専決する。

3 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員や班長を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

1. 2 緊急初動体制の確立【総括班】

<活動内容と手順>

1 職員の確保

- (1) 「総括班」の長は、初動各班の参集状況を確認し、緊急を要する班へ職員の重点配置を行う。
- (2) 各部の長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、「総括班」の長あてに次の要領で要請を行う。
 - ① 各部の長は、その所掌事務を処理するに当たり職員が不足し、自部内他班の職員

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(混乱期)

を動員してもなお不足するときは、「総括班」の長に要請する。

- ② 「総括班」の長は、前記の応援要請を受けた場合、市の職員をもって不足すると判断したときは、県又は他の市の職員や防災関係機関等の派遣を要請する。

2 災害の長期化に備えた対策要員のローテーション計画作成

3 来庁者への対応

災害対策本部へ直接来庁してくる被災者には、適宜避難所等へ誘導する。

また、苦情や相談に対する市の窓口は一本化し、「市民支援班」で対応する。

4 報道機関への対応

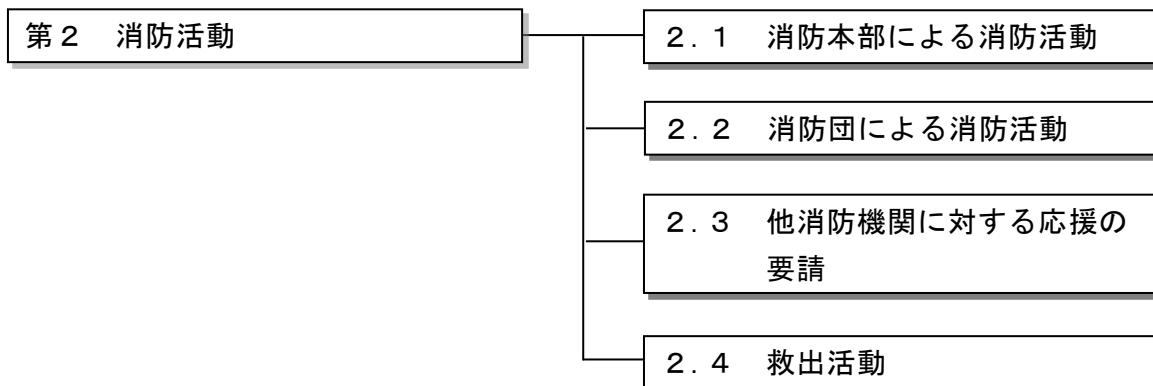
「広報情報班」は、プレスルームを設置し、取材に来る報道機関に対応する。なお、「広報情報班」からの報道機関への災害情報の提供は、提供時間を決めて行う。

第2 消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害も大きい。

そのため、消防本部は、平常時から市民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大規模地震時の火災から市民の生命及び財産を守らなければならない。

吉川松伏消防組合消防本部及び消防団による震災における消防・救出活動は次のとおりである。



2.1 消防本部による消防活動【消防本部】

大規模地震の発生に伴い吉川松伏消防組合消防本部は、直ちに次の消防活動に当たるものとする。

<活動内容と手順>

1 情報収集及び伝達

(1) 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、あらゆる手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

□被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況	・消防署 ・警察署 ・消防団 ・市の各機関
救急救助活動	①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況	・消防署 ・警察署 ・消防団 ・自主防災組織 ・市民からの通報 ・参集職員 ・テレビ等の映像情報

(2) 情報の伝達

消防本部は災害の状況を本部長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

2 初期活動

- (1) 初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。
- (2) 消防本部庁舎の被害状況調査と応急措置に当たる。
- (3) 広報車により、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造密集地域を優先し、出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。
- (4) 119番通報、市民からの通報、消防無線、参集者職員の情報等を総合し、被害の状況を把握して初動体制を整える。

3 消火活動

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大規模危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先する。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

- ① 出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4 救助及び救急活動

(1) 活動方針

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

(2) 事前措置

消防長は、救助・救急業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関との密接な連携により、災害発生時の迅速的な医療救護活動の方策を講ずるとともに、その徹底に努める。

(3) 活動要領

① 基本方針

ア 重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

ウ 救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。

エ 大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

② 活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は、次のとおりとする。

ア 傷病者の救出作業

イ 傷病者の応急処置

ウ 傷病者の担架搬送及び救急搬送

エ 救急医療品、資器材及び医療班（医師、看護師）等の救急搬送

オ 仮設救護所より常設医療機関への救急搬送

カ 重傷病者等の救急搬送

(4) 実施要領

① 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、警戒派遣署隊、参集職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

② 救出

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資器材及び人員を活用して、危険を排除し、生命及び身体の安全を確保する。

③ 応急処置

被災傷病者に対する止血、被服処置、気道確保、人工呼吸法及び緊急処置等を実

施し、症状の悪化防止をはかる。

④ 現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

⑤ 担架搬送及び救急搬送

救出された傷病者及び応急処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への搬送を行う。また、傷病者の救急搬送に当たっては、軽症者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、毅然たる態度で活動する。なお、このようなおそれがある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

⑥ 医療班及び医療品資材等の救急搬送

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足が生じたとき及び手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請による救急搬送を行う。

⑦ 消防団員、自主防災組織、市民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

《参考（阪神・淡路大震災の場合）》

◆消防活動の問題点

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①消防無線のふくそう | ②患者搬送病院先が不明 |
| ③119番通報の殺到 | ④通過車両による消火ホースの破損 |
| ⑤交通渋滞 | ⑥情報収集・管理を行う後方部隊の必要性 |
| ⑦非常用電源の不足 | ⑧応援部隊の指揮命令系統が不明確 |
| ⑨応援要請ルートの複数化 | ⑩非常招集の困難 |
| ⑪ヘリコプターの一元管理 | ⑫消火栓の断水 |
| ⑬消防力の限界 | |

2.2 消防団による消防活動【消防団】

消防団は、災害時には消防本部と連携し、次の消防活動を行う。

<活動内容と手順>

1 初期活動

- (1) 各分団は、大規模地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、必要機材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高層建築物等を利用した高所見張りや、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡視と出火防止等の広報に当たる。

2 消防活動

地域における消火活動や避難経路を確保するため、消火活動を単独又は消防本部及び市民、自主防災組織と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅等の通電時の出火等の警戒活動を行う。消防団の活動内容は、以下のとおりである。

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動や避難経路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

2.3 他消防機関に対する応援の要請【消防本部】

本部長又は消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、隣接市町及び県及びその他関係機関に対し応援を要請する。

県下における消防機関の応援要請手順及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順は次のとおりである。

□応援要請の手続き等

消防相互応援協定による応援要請	被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。 被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。
緊急かつ広域的な応援要請	知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めた時は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。

2.4 救出活動【消防本部、消防団、救護班、土木施設班、広報情報班】

地震発生後、倒壊家屋による被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察その他の防災関係機関が連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

<活動内容と手順>

1 救出活動の基本方針

- (1) 要救出現場の早期把握
- (2) 要救出現場に対する人員の投入
- (3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入
- (4) 救出に従事する機関との連絡調整・役割分担・地域分担

2 要救出現場に対する人員の投入

(1) 消防職員の投入

『【本文】本編 本章 本節 第2「2.1 消防本部による消防活動」(P148~151)』参照
(2) 消防団員の投入

『【本文】本編 本章 本節 第2「2.2 消防団による消防活動」(P151~152)』参照

(3) 警察との連携

消防本部又は消防団は、吉川警察署と連携して倒壊・埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救出・救助に努める。

(4) 自衛隊派遣要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、消防において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を「総括班」に依頼する。

『【本文】本編 本章 第3節「第7 広域応援要請」(P185~192)』参照

(5) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受け入れ

(6) その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、

企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「土木施設班」は、企業、各種団体等に人員の提供を依頼する。

「広報情報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼びかけを行う。

(7) 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、疾病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、(一社)吉川松伏医師会を通じ、各消防署に隨時連携を図り、協力体制の確立を期するものとする。

『【本文】本編 第2章 第2節 第5「5.1 医療体制の整備」(P86~89)』参照

3 要救出現場に対する救出用資機材の投入【産業物資班】

「産業物資班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

『【資料】第2.13 「応急対策活動の応援協力事業所」』参照

4 救出従事機関同士の連絡調整・地域分担・役割分担

- (1) 消防、警察及び自衛隊は互いに調整し、救出救助活動の役割分担を決定する。
- (2) 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに、市災害対策本部に提供要請を行う。
- (3) 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- (4) 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- (5) 救出活動の重複を避けるため、検索済みのところはわかるように印をつけておく。

5 その他注意事項

- (1) 救出した負傷者は、直ちに救急車でその症状に応じた救急病院等へ搬送する。
負傷者多数の場合は、その状況を市災害対策本部に通報し、さらに救急車の出動を要請するものとする。
- 『【本文】本編 本章 第4節「第1 緊急輸送体制の確立」(P197~201)』参照
- (2) 救出のために出動を命ぜられた隊は、その主要な目的の活動が完了した場合は、別災害地への出動体制を速やかにとるものとする。

第3 水防活動【下水道・河川施設班】

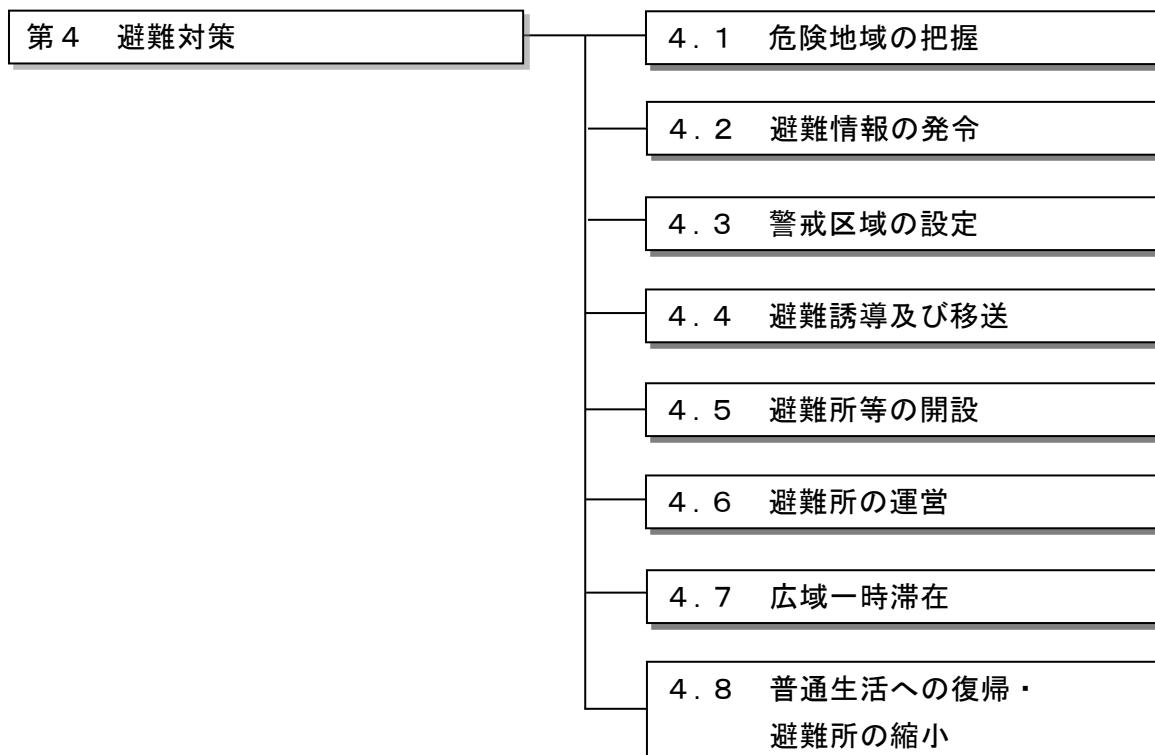
本市は、江戸川と中川の間に位置しており、大規模な災害が発生した場合、河川施設の損壊により、大規模な被害を受ける可能性がある。

そのため、地震発生に伴う河川施設の損壊による浸水被害を防止するため、応急対策を講ずる。なお、対策の内容については、『第3編 風水害対策計画』を準用する。

第4 避難対策

大規模地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災などにより多数の被災者が生じることが予想されるため、避難情報の発令を的確に行う。

また、避難者の一時的な生活が円滑に行われるよう努めるとともに、避難生活を適切に支援する。



4.1 危険地域の把握【広報情報班、土木施設班、消防本部】

地震発生後は、危険地域の把握に努め、早期な避難情報発令の対策を準備する。

□危険地域の把握

必要情報	収集先
①延焼火災危険地域 ②危険物灾害の危険地域 ③堤防等の破壊による水害危険地域 ④崩壊危険地域 ⑤建物倒壊の危険 ⑥液状化、地盤沈下の危険地域	・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団 ・自主防災組織 ・市民からの通報、駆け込み ・パトロール班、参集職員 ・テレビ、インターネット等の情報

『【本文】本編 本章 本節「第5 人命にかかる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

4.2 避難の指示【総括班、広報情報班、消防本部、消防団】

市街地火災、ガス等の流失拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域住民に対して避難指示の発令を行う。

<活動内容と手順>

1 避難指示の命令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、本部長は、避難を要する地区の市民に対し「避難指示」を行う。

(1) 避難指示をする場合の目安

- ① 気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
- ② 県本部長から避難についての避難情報の要請があったとき。
- ③ 延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき。
- ④ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤ ガス等の危険物の漏出により、周辺の市民に危険が及ぶおそれがあるとき。
- ⑥ 堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき。
- ⑦ その他市民の生命、身体を保護するため必要と認められるとき。

(2) 避難情報の発令権者及び内容

機関の名称	勧告・指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長(市長)	<p>①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>②災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	災害対策基本法 第60条第1項、 災害対策基本法 第60条第3項
警察官	<p>①市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、警察官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保を指示することができる。</p>	災害対策基本法 第61条
	<p>②人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p>	警察官職務執行法 第4条
自衛官	①災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官執務執行法第4条の職務を執行できる。	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	<p>①洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p> <p>②地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。</p>	水防法第29条 地すべり等防止法 第25条
消防長又は消防署長	①ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火	消防法 第23条の2

	災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	
--	---	--

2 避難情報の発令の内容及び伝達

(1) 内 容

避難情報の発令は、次の内容を明示して行う。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先及び必要に応じて避難経路
- ③ 避難理由
- ④ 避難時の留意事項
 - ア 火気等危険物の始末とガスの元栓及びブレーカーの遮断
 - イ 貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等の携帯

(2) 伝達・報告

避難情報の発令を行った者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- ① 市長の措置
市長から県知事に速やかにその旨を報告する。また、報道機関へ情報提供を行う。

『【様式】様式第4号「避難情報等の情報提供用紙』参照

- ② 警察官の措置（災害対策基本法に基づく措置）
警察官 → 吉川警察署長 → 吉川市長 → 県知事
- ③ 自衛官の措置
自衛官 → 吉川市長 → 県知事

(3) 市民への周知

本市は、自ら避難情報の発令を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を市民に対して周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、必要に応じて隣接市町へも併せて連絡を行う。

『【本文】本編 本章 本節「第6 人命にかかわる広報活動」(P179~184)』参照

3 避難情報の発令の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険がないと認められるときとする。

《参考》

◆災害対策基本法

第60条第5項（市町村長の避難の指示等）

市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

4.3 警戒区域の設定【避難所班、土木施設班、消防本部】

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

<活動内容と手順>

1 設定権者

災害対策基本法等による警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

□避難情報を発令する場合の目安

実施責任者	勧告・指示等の内容
市長	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。 (災害対策基本法第63条第1項)
警察官	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合で、かつ市長又は委任を受けた吏員が現場にいないとき。 (災害対策基本法第63条第2項) ○市長又は委任を受けた吏員から要求があったとき。 (災害対策基本法第63条第2項)
自衛官	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合で、かつ市長又は委任を受けた吏員がその場にいないとき。 (災害対策基本法第63条第3項)
消防長又は消防署長	○ガス等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに、火災警戒区域を設定するとき。 (消防法第23条の2)
消防吏員又は消防団員	○火災の現場において、消防警戒区域を設定するとき。 (消防法第28条)

2 警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法

「広報情報班」は、避難情報の伝達方法と同様に、県に報告するとともに、消防本部、警察その他防災関係機関及び住民にその内容を周知する。

『本文』本編 本章 本節「第6 人命にかかる広報活動」(P179~184) 参照

4.4 避難誘導及び移送【避難所班、要配慮者支援班、消防団、自主防災組織】

避難所班、消防団員、自主防災組織等は協力して、避難場所又は避難所へ住民を避難誘導及び移送する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察等に協力を要請する。

また、要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者と連携のもと、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に必要な措置をとる。

<活動内容と手順>

1 避難の誘導者

避難情報の発令があったにもかかわらず、避難できずに自宅に残されることがないよう、市は消防団や自主防災組織と連携し、避難誘導する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、本部から警察等に協力を要請する。

2 避難誘導順位

避難誘導は、緊急避難の必要性が高い地域から行い、避難行動要支援者や要配慮者を優先して誘導する。

3 移送方法

避難所への移動は、原則自力で避難するか、家族や個別避難計画に基づく避難支援者等による支援を受けて避難するが、事情により避難が困難な場合は、本部へ移送支援を要請する。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難行動要支援者の避難については、「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」を活用し、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の安否確認とともに避難誘導するものとする。

また、避難所までの車両移送が必要な場合は、本部へ移送支援を要請する。

『【本文】本編 本章 第4節「第13 要配慮者への配慮」(P236~241)』参照

5 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院等においては、各施設が作成した避難確保計画などに基づき、児童・生徒、施設入所者、入院患者等の避難に万全を期するものとする。

4.5 避難所等の開設【避難所班、救護班、要配慮者支援班、広報情報班、総括班】

1 避難所の開設

避難情報の発令を行った場合、又は市民が自発的に避難を開始した場合には、本部長は速やかに避難所の開設を指示する。「総括班」は、本部長の指示に基づき、「避難所班」に避難所の開設を指示する。また、併せて、要配慮者に配慮した福祉避難所の開設準備を「要配慮者支援班」に指示する。

『【本文】本編 本章 第2節「第4 避難所の開設」(P134)』参照

2 市民等への周知

「広報情報班」は、直ちに避難情報の伝達方法と同様に、関係機関及び住民にその内容を周知する。

『【本文】本編 本章 本節「第6 人命にかかる広報活動」(P179~184)』参照

3 県への報告

「総括班」は、避難所を開設後、直ちに次の事項を知事に報告するとともに、災害オペレーション支援システムへ入力する。

- ・避難所の開設の目的、日時及び場所
- ・箇所数及び収容人員
- ・開設期間の見込み

<活動内容と手順>

1 避難所

原則、指定一般避難所に避難所を開設する。なお、避難者を収容するのに不足する場合は、指定一般避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共施設及び民間施設の管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。また、自治会等に対し、自治会館等を避難所として利用できるよう協力を要請する。

なお、指定した施設では、専門性の高いサービスを必要とする要配慮者の対応が困難な場合は、あらかじめ協定を締結した社会福祉施設等へ臨時の福祉避難所として開設を要請する。なお、この運営については、次に示す「4.6 避難所の運営」を準用する。

2 収容対象者

- ① 住家が被害を受け、居住の場を失った者
- ② ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- ③ 避難情報が発せられた場合等により、緊急避難の必要がある者
- ④ 要配慮者

3 開設の担当者

避難所等の開設は、「避難所班」、事前に指定された職員又は施設の管理者が実施する。なお、状況に応じて、地域の自治会や自主防災組織の協力を得て行う。

4 開設の手順

避難所の開設手順は、次のとおりとする。

- ① 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないか判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
- ② 電話、FAX、無線、使送等により避難所開設の日時、場所、施設名、避難者数等を本部に報告する。
- ③ 施設の門扉を開錠する。
- ④ 避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。

避難者からよくわかるように「事務室」と表示し、避難所を開設した以降は、事務室に必ず職員を常時配備しておく。また、事務室には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。

- ⑤ 避難者の受入れスペースを指定する。スペースを指定するときは、発災初期段階においては、1人当たりおおむね 2 m^2 (1m×2m)の面積を基本とし、できるだけプライバシーが確保できるように考慮する。指定の方法は、床面にテープ又は掲示等で標示する。

- ⑥ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。

4.6 避難所の運営【避難所班】

避難所の管理は、「避難所班」が当たる。施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。避難所の運営は、自治会又は自主防災組織を中心とした組織が自主的に運営することを原則とする。ただし、発災初期段階においては、「避難所班」及び施設管理者が主体的に運営する。なお、「総括班」は、避難所の運営等に対し、県等の支援が必要な場合は、県に避難所への職員派遣など、支援要請を行うものとする。

また、避難所の運営にあたっては、あらかじめ定めた避難所開設運営マニュアルなどを参考に施設の設備、避難者の状況等に応じて、運営する。

<活動内容と手順>

1 運営上の留意点

- 避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。市で不足が見込まれる場合には県、近隣市町に応援要請する。
- 避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。
- 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。
- 運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。
- 避難所の運営にあたっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境の整備に努める。
- 避難所生活のルールなどについて、避難所の出入口などの見やすい場所に掲示、又は、入所者へ配付するなどにより周知する。
- 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、間仕切りの設置等、避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- 市と県は、避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等必要な措置をとる。なお、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行うとともに、必要に応じて、福祉避難所の設置、医療機関への移送や社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣等の措置をとる。
- 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内のあらかじめ定めた飼養専用スペースで飼養させることとする。なお、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

2 要配慮者や女性などへの配慮

- 避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
- 出入口等の段差の解消や通路の確保に努める。

- 要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、障がい者用トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。なお、女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備に努める。
- 要配慮者の要望把握や相談対応のために、市及び県職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師、ボランティアなどにより、チームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスの実施や相談窓口の開設に努める。
- 性犯罪や配偶者間の暴力等を防止するとともに、女性のニーズを把握するため、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回の実施に努める。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等にあたっては、男女共同参画センターや民間団体を活用する。
- 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- インフルエンザや肺炎等による避難者の身体状況の悪化に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
- 市と県は、要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、文字放送テレビ等により情報の提供に努める。
- 外国人に対しては、言語や生活習慣等への配慮に努める。
- 要配慮者に配慮した食事を提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）する。
- 障がい者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付又は給付手続きの簡素化を図る。
- 要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。
- 介助入浴サービスを実施する。
- 避難住民との調整（孤立化しないようにする）を図る。
- L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

□要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示

- ・高齢者…紙おむつ、尿取りパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー、ナースコール、義歯洗浄剤
- ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人口乳首（二ッフル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等
- ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、

バリアフリートイレ

- ・病弱者、内部障がい者…医薬品、使用装具
- ・膀胱又は直腸機能に障がい…オストメイトトイレ
- ・咽頭摘出…気管孔エプロン、人工咽頭
- ・呼吸機能障がい…酸素ボンベ
- ・聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
- ・知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- ・妊娠婦…マット、組立式ベッド
- ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋別用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

《参考》

過去の大災害では、避難所の環境が良くなかったため、高齢者等の要配慮者が体調を崩したケースが多く発生した。

3 運営の手順

(1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

作成した避難者名簿の情報については、災対法第90条の3に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用する。

(2) 避難者の受付

- ・避難者に避難者カードの記入例を基に避難者カードを記載してもらう。
- ・避難所班は避難者カードの記載漏れ等の確認を行うとともに避難者の健康状態を確認する。
- ・避難所班は、避難者カードを確認後、受付番号を記入し、避難者収容状況集計に取りまとめたのち避難者カードを保管する。また、避難所班は避難者の状況を「広報情報班」に報告するとともに職員避難所勤務状況についても併せて「総括班」に報告する。

(2) 居住区域の割振り

部屋の割振りは、可能な限り地区ごとにまとまりがもてるようを行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度が目安）で構成し、居住区域ごとに代表者を選定して、以後の情報連絡等の窓口となるように要請する。

① 代表者の役割

- ア 「避難所班」からの指示、伝達事項の周知

イ 避難者数、給食者数、物資の必要数の把握と報告

ウ 物資の配布の指示

エ 各避難者の要望の取りまとめ

(3) 食料、生活必需品の請求、受取り、配給

避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、「産業物資班」へ要請する。

また、到着した食料や物資を受け入れ、班ごとに配布する。この際、物品の受払簿に記入する。

(4) 運営状況の報告

避難所の運営について、毎日正午までに「広報情報班」に報告する。

(5) 避難所日誌の作成

避難所の運営記録として、避難所日誌を記録する。

(6) 業務スペースの確保

指定一般避難所においては、要配慮者、医療、会議、本部等に使用するスペースを確保する。

(7) 駐車対策

避難所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には、必要最低限の駐車スペースを除き、車を駐車させないように努める。

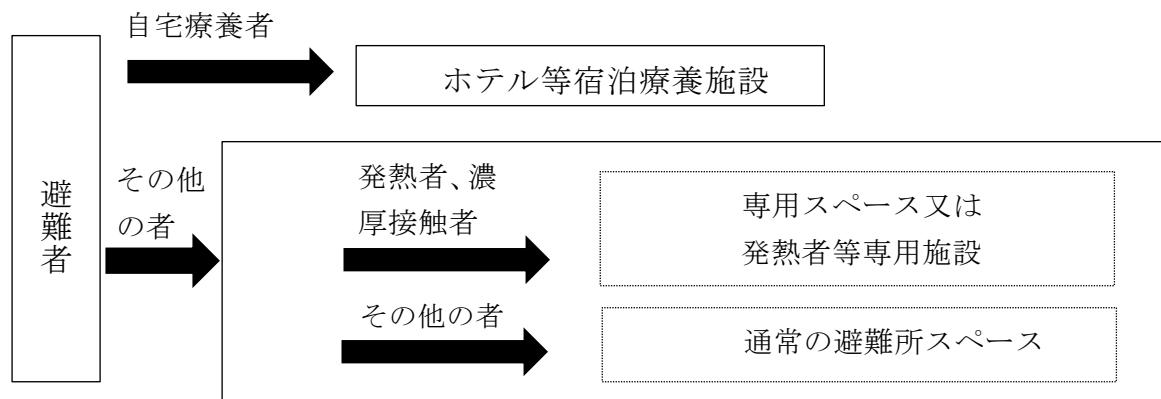
(8) その他

指定一般避難所以外に避難している住民についても同様とする。

4 避難所における新型コロナウィルス感染症対策

新型コロナウィルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウィルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）及び「避難所開設・運営における新型コロナウィルス対策マニュアル」（令和3年7月（第2版）吉川市作成）に沿って、総括班、救護班、避難所班が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

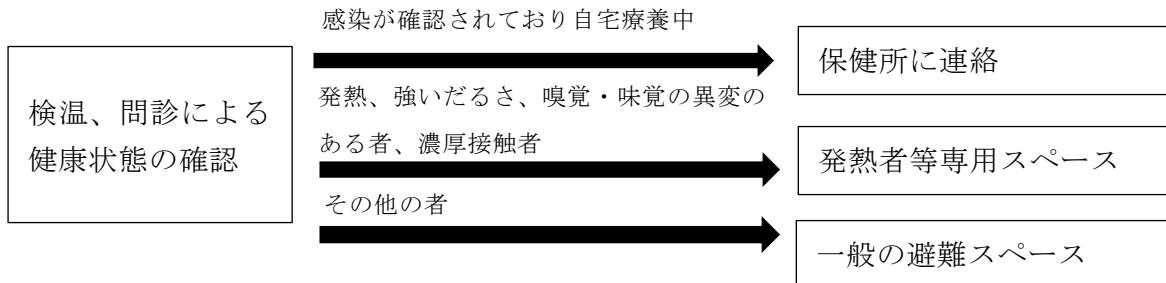
（健康状態に合わせた避難場所の確保）



※十分なスペースを確保するため指定一般避難所以外(空き教室の活用等)の確保を検討する。(十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設)

- ・体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定一般避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
- ・地域の実情に応じて具有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

【避難所受付時のフロー】



(避難スペースの確保)

一人当たりの占有スペースは最低 3 m^2 で、家族単位とし、世帯間で概ね 2 m の間隔を設けたうえでパーティションを設置し、対面しないように配置する。

(避難者の健康管理)

- ・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- ・感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(発熱者等の専用スペースの確保)

- ・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下、「発熱者」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- ・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(物資・資材)

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、簡易ベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(自宅療養者の対応)

- ・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
- ・避難が必要な場合は保健所の指示によりホテルなどの宿泊療養施設に避難する。

(住民への周知)

広報誌、市ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。

- ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

- ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等。

(感染症対策)

- ・手洗い、マスクの着用など基本的には感染症対策を徹底する。
- ・定期的な清掃の実施。(トイレ、ドアノブ等は重点的に行う。)
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける。

(発熱者等の対応)

- ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。
診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果ができるまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

4 避難所の開設期間

避難所は、避難する必要がなくなった場合、又は被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。

なお、避難所を閉鎖した場合、「総括班」は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける必要がある。

5 要配慮者スペースがある指定一般避難所の設置運営

市は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、要配慮者スペースを設置した指定一般避難所を開設する。なお、特別な配慮を必要とする要配慮者へ対応が困難な場合は、あらかじめ協定を締結した社会福祉施設等へ臨時の福祉避難所として開設を要請する。

『本文】前記「2 要配慮者や女性などへの配慮」(P163)』参照

6 車中泊避難者への支援

車中泊避難者に対して必要な支援を行う

(1) 車中泊避難者の状況の把握

指定一般避難所以外で車、テント等へ避難している避難者について、自主防災組織等の協力を得て、避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

(2) 車中泊避難者への支援

指定一般避難所以外に避難した車中泊避難者に対して、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

(3) エコノミークラス症候群の予防

近年の大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすために水分摂取を控

えたことから、エコノミークラス症候群を発症したとの報告があることから、予防するためのストレッチ運動等を行うよう呼びかけを行う。

(4) 排気ガス車内充満の予防

積雪時の車の利用は、排気ガスの車内充満の危険性もあることから、マフラー周辺の除雪を行うよう呼びかけを行う。

7 避難所等の警戒警備

避難所及び被災地の安全を確保するため「教育施設班」及び「学校教育班」は、自主防災組織、吉川警察署その他関係機関との連携、協力のもと犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」の範囲内において県に請求できる。

避難所開設に伴う費用は、賃金職員雇上費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずるものとする。

『【資料】第2. 1 4 「災害救助基準」』参照

4.7 広域一時滞在【総括班、避難所班】

(1) 県内一時滞在

市は、大規模災害のため、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、県、県内他市町村の協力を得て、被災住民を県内他市町村に避難させる。

また、県内他市町村から協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所の提供に努めるとともに、提供した後に、被災者支援のための要員等が確保できなくなった場合は、県等に必要な支援を要請する。

(2) 県外一時滞在

県は、大規模災害のため、県外の広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、市からの協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

また、市は、県知事から他都道府県からの避難者の受入れの協議があった場合は、避難所等から適切な場所を選定し、受け入れるものとする。

(3) 移送

県は、県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体での二次受入れを調整する。

避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

4.8 普通生活への復帰・避難所の縮小【総括班、避難所班】

避難所の多くは学校等の公共施設であり、いずれ本来の機能を回復しなければならない。そのため、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興と連

動して避難所を縮小していくものとする。

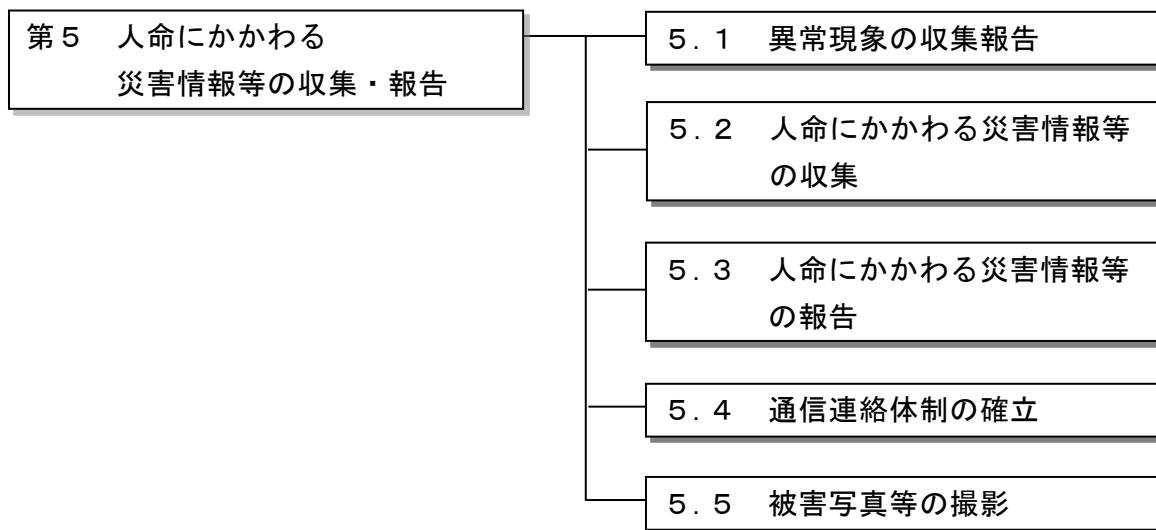
避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、本市は避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針を打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災住民が三位一体となって作業を進めていく。

(1) 被災住民の移動を実施する場合の注意点

- ① 避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近く、できるだけ同一地域内の施設の準備に努めること。
- ② 移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとすること。
- ③ 早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。

第5 人命にかかる災害情報等の収集・報告

初動時において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実かつ迅速に実施するために、災害情報及び被害情報の収集・報告を円滑に行う。



5.1 異常現象の収集報告【全職員】

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちにその旨を「広報情報班」（非常配備体制前にあっては、危機管理課又は守衛）又は警察署、消防本部若しくは消防団に通報するものとする。

異常現象の通報を受けた「広報情報班」は「総括班」に連絡し、「総括班」は速やかに県及び関係機関に通報するものとする。

5.2 人命にかかる災害情報等の収集【広報情報班】

初動期において通信網の途絶により被災地からの情報を得ることができない場合、被災地現場で人命にかかる災害情報等の収集等を行う。

<活動内容と手順>

1 「広報情報班」による情報収集

(1) 「パトロール班」の活動内容（活動時間は、おおむね1時間以内とする。）

① 勤務時間内

人命にかかる被害情報等を収集する。無線を携帯できる場合は携帯し、災害対策本部との連絡を行う。電話や無線が使用できないときは、直接災害対策本部に「被害状況報告書」を提出する。

② 勤務時間外

収集途上において人命にかかる被害情報を収集する。災害対策本部へ「被害状況報告書」を提出する。

③ 被害情報の収集

被害情報の収集を行う際には、消防団、自主防災組織との連携、情報交換に努め

る。

(2) 「パトロール班」の収集する人命にかかる災害情報

- ① 倒壊家屋件数
- ② 出火件数
- ③ 二次災害危険箇所
- ④ 医療施設の被害状況

2 参集途上時の災害情報の収集

勤務時間外に参集を要する地震等が発生したときは、全職員は、参集途上において人命にかかる災害情報を収集しなければならない。収集情報は、あらかじめ全職員に配付された被害状況報告を用いて「広報情報班」へ報告する。

3 自主防災組織

自主防災組織は、自主防災・減災活動を行うとともに、早急な救援活動を要請するために、被害情報を収集する体制を設け、民生委員・児童委員等と連携して、次の被害状況や安否情報の把握、報告に努める。

- ① 災害発生時、自主防災・減災活動を行うとともに、次の事項について調査する。
 - ア 倒壊家屋件数
 - イ 出火件数
 - ウ 二次災害危険箇所
 - エ 医療施設の被害状況
 - オ 避難行動要支援者及び地域で把握している要配慮者の安否確認、避難状況等
- ② 災害対策本部との連絡手段が確保できるときは、情報を災害対策本部に連絡する。
連絡手段が途絶しているときには、市役所への使送、若しくは、現場で情報収集している「パトロール班」又は消防団へ直接伝達する。

4 消防団

消防団は災害発生時に、消火活動及び救出活動に全機能を挙げて行う。

それとともに、可能な限りの被害情報収集を行い、電話を用いて災害対策本部へ連絡する。通信手段が途絶されているときには、市役所への使送、又は、現場で情報収集している「パトロール班」へ直接伝達する。

5 初動中期における被害情報の収集

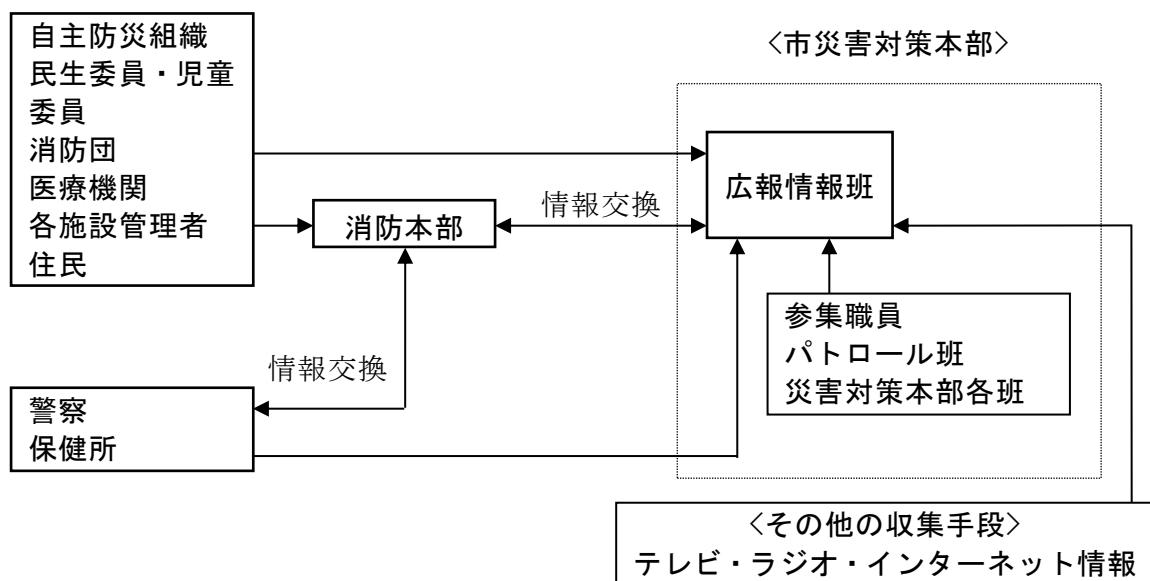
「広報情報班」は、引き続き災害対策本部各班から情報収集を行うとともに、消防本部、警察署、危険物施設管理者、ライフライン関係者等からの被害情報の収集も併せて行う。

収集すべき情報は、次のとおりである。

(1) 人命にかかる最優先情報

火災情報	○火災の発生状況 ○延焼危険の状況 ○消火活動の状況
救出救助情報	○救出救助事案の発生状況（生き埋め、建物倒壊等） ○救出救助用人員及び資機材の充足状況 ○救出救助事案の措置状況
医療救護情報	○病院等医療施設の被害状況 ○病院等医療施設の患者収容状況 ○負傷者の発生状況 ○医療スタッフ及び医薬品・資機材の充足状況 ○応急救護所の開設状況
二次災害情報	○危険物の流出等の状況 ○危険物にかかる火災発生の危険 ○危険物の流出等にかかる措置情報

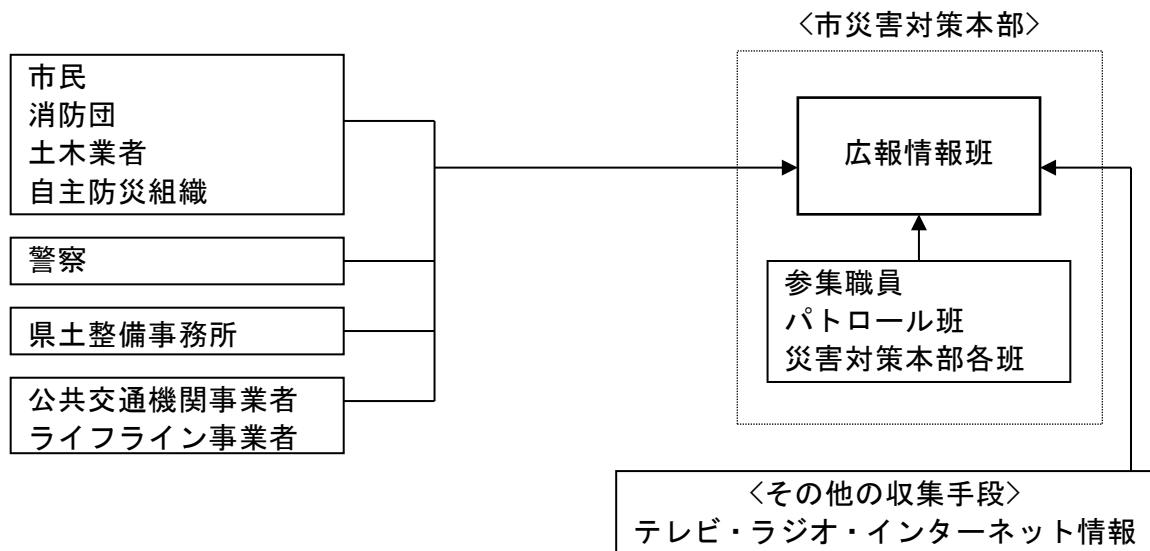
(2) 情報収集の流れ [火災・救出救助・医療救護・二次災害箇所]



(3) 人命に間接的にかかる情報

道路・輸送情報	○道路・河川等の被害状況 ○道路の復旧状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞情報 ○放置車両数
ライフライン情報	○電気、電話、ガス、水道、下水道、鉄道施設の被害及び措置情報

(4) 情報収集の流れ [道路・交通情報]



5.3 人命にかかる災害情報等の報告【広報情報班】

「パトロール班」、自主防災組織、消防団、参集職員、関係防災機関等によって収集された人命にかかる災害情報は、「広報情報班」が集約する。

この情報は、自衛隊の派遣要請依頼や広域応援要請に係る重要情報であるため、一刻も早い集約が必要である。集約が進むか、ある程度被害が重大であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告するとともに、「総括班」は、災害対策本部へ報告し、関係機関への応援要請を実施する。また、県等への被害報告は、「総括班」を窓口として行うものとする。

また、人命にかかる災害情報の県等への報告については、地震発生後1時間以内に報告する。

＜活動内容と手順＞

1 報告の種別

災害対策本部の各部は、被災状況を「広報情報班」に報告する。報告を受けた「広報情報班」は各情報を集計し、「経過速報（様式第2号）」にとりまとめ「総括班」に報告する。「総括班」は、速やかに災害オペレーション支援システムにより報告する。

(1) 被害情報の報告

発生速報	被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「発生速報（様式第1号）」により県防災行政無線FAX等で報告する。)
経過速報	2時間ごとに逐次（県から指示があった場合は、県の指示に従う。）、 災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「経過速報（様式第2号）」により県防災行政無線FAX等で報告する。)
確定報告	被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「被害状況調（様式第3号）」により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。)

2 報告事項及び留意点

本市が、県などの防災関係機関に報告する情報の報告事項及びその留意点は次のとおりとする。

(1) 報告事項

- ① 災害の種別
- ② 発生地域
- ③ 被害日時
- ④ 被害の状況（人的被害、住家被害、非住家被害、田畠被害、道路被害、その他施設被害、罹災世帯数・罹災者数、火災発生件数等）
※被害の程度等は「被害報告判定基準」に基づき判定する。
- ⑤ 災害に対して実施した措置及び今後の措置
 - ア 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - イ 市が実施した主な応急措置の状況
 - ウ 応援要請又は職員派遣の状況
 - エ 災害救助法適用の状況
 - オ 避難命令・勧告の状況（地区数、対象者数等）
 - カ 消防機関の活動状況（活動人数、主な活動状況等）
- ⑥ その他必要な事項

(2) 報告の留意事項

- ① 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ② 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ③ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ④ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

⑤ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して正確を期する。

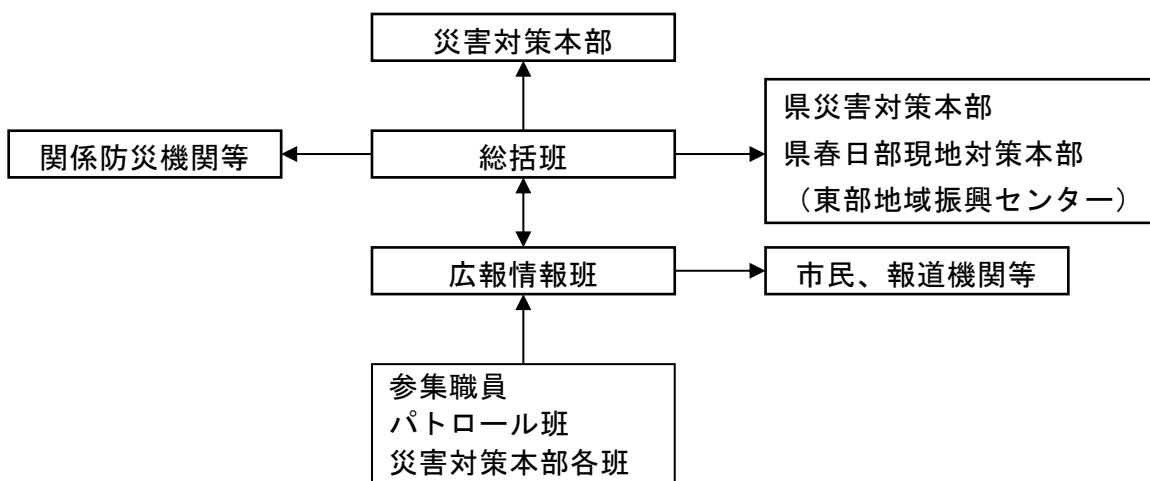
⑥ 外国人の被害情報について、災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。

『【様式】様式第1号「発生速報」』参照

『【様式】様式第2号「経過速報」』参照

『【様式】様式第3号「被害状況調」』参照

(3) 情報伝達の流れ



5.4 通信連絡体制の確立【広報情報班】

本市及び関係防災機関は、情報連絡を迅速かつ的確に行うために、非常の際ににおける通信連絡を確保する。

<活動内容と手順>

1 通信連絡方法の確認及び通信

(1) 基本方針

災害時における通信連絡は、災害オペレーション支援システム、県防災行政無線（地上系・衛星系）、インターネット、電話及びFAXを利用して迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の混線を避けるために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。

本市の初動期における連絡用電話は「広報情報班」に置き、また、市民等の問い合わせに対しては、窓口を一本化し「市民支援班」に置くものとする。

(2) 県及び関係防災機関との通信連絡の窓口の確認

- ① 県 ・・・・・・・ 「本部統括部（災害対策課）」
- ② 市 ・・・・・・・ 「総括班」
- ③ 関係防災機関 ・・・ 「防災関係機関一覧」（資料編第2. 12参照）

2 有線通信途絶の場合の措置

震災時においては、有線通信施設の被災等によって、通信連絡が困難になることが予想されるので、無線設備、伝令等によって通信連絡を確保する。

(1) 県との通信連絡

県防災行政無線（地上系・衛星系）を利用し、交信を行う。

(2) 市各班との連絡

災害現場等に出動している各班員との連絡は、MCA アドバンス、デジタル簡易無線機、携帯電話によって行う。また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車、バイク又は自動車を利用する。

市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

なお、通信の統制は、次によって実施する。

- ① 統制者の専任（「広報情報班」から1人配備する。）
- ② 重要通信の優先（救助、避難情報等重要性の高い通信を優先する。）
- ③ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ④ 子局間の通信の禁止（子局間の通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ⑤ 簡潔通話の実施
- ⑥ 専任の通信担当者の設置（各子局の担当者は出来るだけ変更しない。）

(3) アマチュア無線等の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線やタクシー無線等を活用する。

3 公衆通信設備の優先利用

災害時において、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取り扱い、他に優先する。

優先利用できる電話は、あらかじめ東日本電信電話(株)埼玉事業部の承認を受けた加入電話による。

4 通信施設利用の優先順位

通信施設を優先して使用する場合の優先順位は、おおむね次の順序による。

- ① 住民に対する避難情報等人命に関する事項
- ② 応急措置の実施に必要な事項
- ③ 災害警報
- ④ その他予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項

5 臨時電話の設置

通信手段に不足するときは、東日本電信電話(株)埼玉事業部に依頼し、臨時電話を設置する。

6 電話の受付について

災害時には、関係防災機関だけではなく、吉川市内外の住民から多数の問い合わせ電話が予測できる。このため、必要に応じて、その他の班員の中から、電話受理の専任者を選び、電話対応に従事させるものとする。

なお、電話受付時の注意点とは次のとおりである。

- ① 電話受付担当者は、関係防災機関からの情報と住民等からの問い合わせを的確に仕分けする（問い合わせは、「市民支援班」につなぐ）。
- ② 電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないようにするために、各種問い合わせに対応する電話を事前に決めておく。

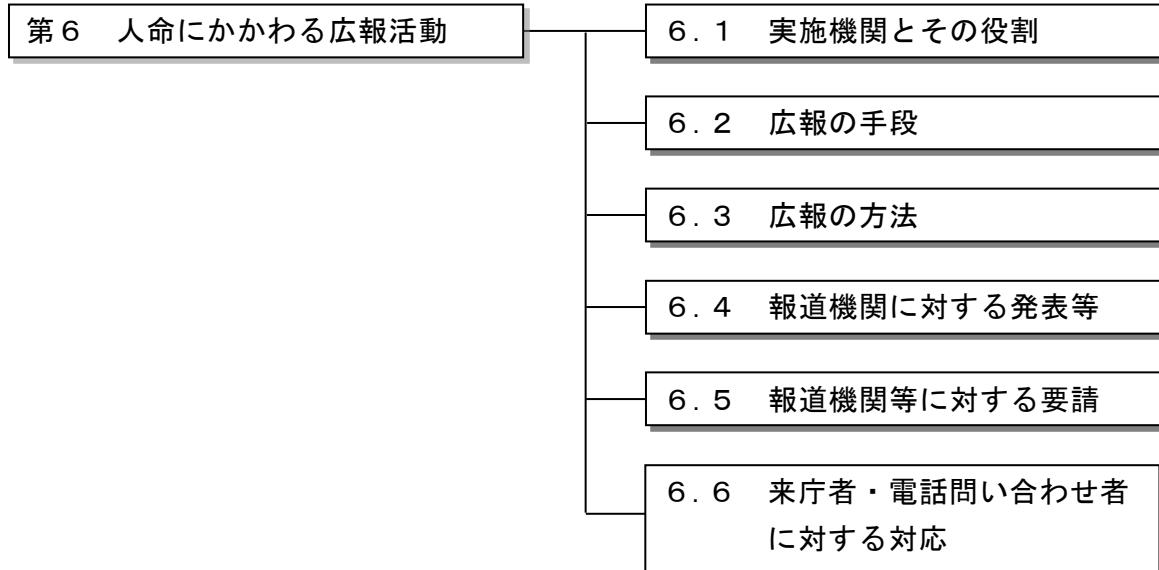
5.5 被害写真等の撮影【広報情報班】

被害写真等の撮影は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要である。

災害全般にわたって「広報情報班」が被害状況を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真等の収集確保に万全を期するものとする。

第6 人命にかかる広報活動

市及び関係防災機関は、地震発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、パニックの発生を未然に防止し、市民が適切な行動をとれるようにする。



6. 1 実施機関とその役割【広報情報班】

広報の実施機関と役割を次のとおりとする。

(1) 混乱期（1時間～3時間）から広報・報道事項

機関名	広報・報道内容
吉川市 「広報 情報班」	<ul style="list-style-type: none"> ①災害による被害を最小限にとどめるための事前対策に関すること。 ②災害対策本部の設置又は解散に関すること。 ③気象情報に関すること。 ④火災状況（発生箇所、被害状況等）に関すること。 ⑤避難情報等（避難の指示、避難所の位置、経路等）に関すること。 ⑥市民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項に関するこ と。 ⑦二次災害危険情報に関すること。 ⑧河川、橋梁等土木施設情報（被害、復旧状況）に関すること。 ⑨交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）に関すること。 ⑩電気、水道、ガス等事業施設被害状況（被害状況、注意事項）に関するこ と。 ⑪医療救護所開設状況に関すること。 ⑫給食、給水実施状況（給水日時、量、対象者）に関すること。 ⑬道路障害物、し尿の状況及び除去の見込みに関すること。 ⑭衣料、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等） に関するこ と。 ⑮個人安否情報（NTT東日本の「災害用伝言ダイヤル（171）」に関するこ と。 ⑯防疫状況及び注意事項に関するこ と。 ⑰要配慮者に向けた広報に関するこ と。 ⑱被災地域外住民へのお願いに関するこ と。 (例)・被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしない。 ・救援物資の梱包は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を 解かなくても、物資の種類、量、サイズが分かるようにして被災 地に送付する。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ①火災の発生防止及び初期消火に関するこ と。 ②火災の発生状況に関するこ と。 ③救護所の設置に関するこ と。 ④避難に関するこ と。
関係 防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ①活動体制に関するこ と。 ②電気、ガス、危険物流出等の二次災害の防止に関するこ と。 ③所管業務の被害状況及び復旧状況に関するこ と。

6. 2 広報の手段【広報情報班】

本市が、市民等に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、緊急速報メール、減災アプリ、SNS、電話応答サービス、Lアート（NHK d放送、テレ玉d放送）、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）、テレビ、新聞等によるものとする。

また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自治会又は自主防災組織等による広報も行う。

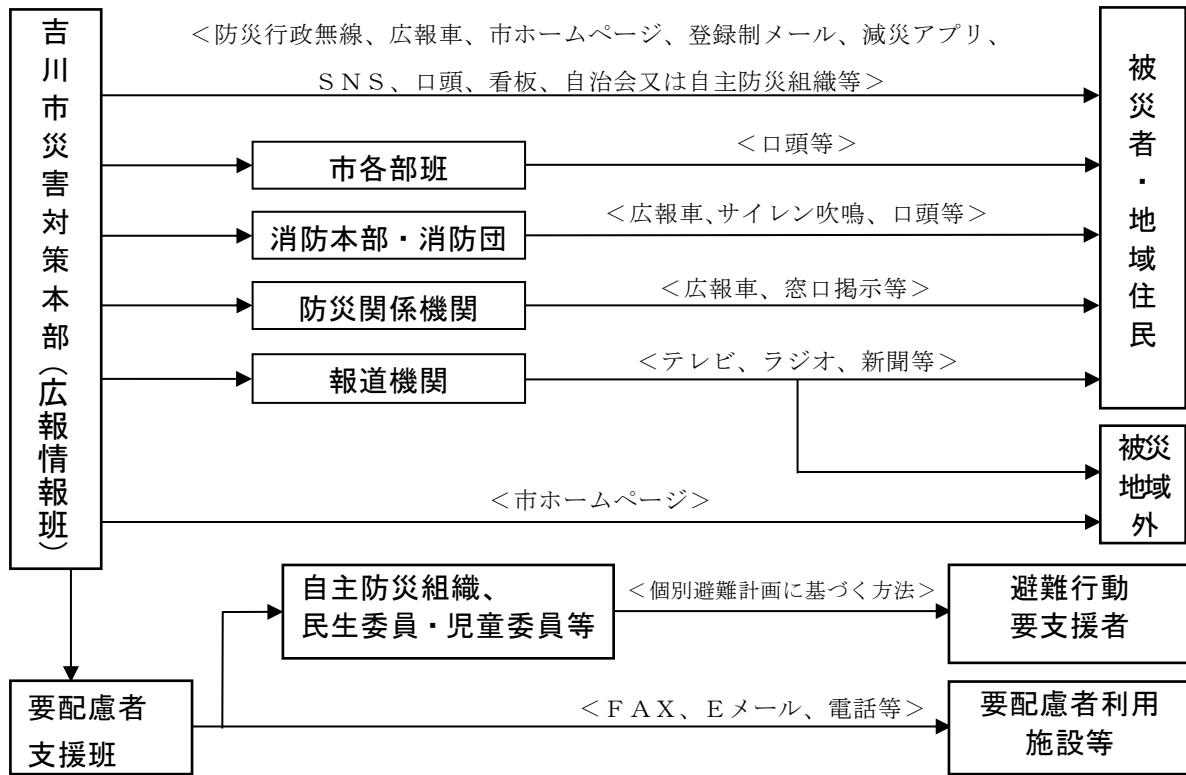
広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。

- ① 緊急に伝達の必要があるもの（避難指示、火災防止指示等）
 - 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、SNS、緊急速報メール、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示、自治会又は自主防災組織、FMラジオ（エフエムこしがや）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等
- ② 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、医療救護所等）
 - 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、SNS、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）
- ③ 時期又は地域を限って行うもの
 - 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、SNS、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）
- ④ 被災地域外に対して行うもの
 - 市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）等

6. 3 広報の方法【広報情報班、要配慮者支援班】

広報の方法は、次の伝達経路のとおりとする。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(混乱期)



6. 4 報道機関に対する発表等【広報情報班】

市災害対策本部は、「広報情報班」を窓口とし、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表するものとし、災害に関する情報を掲示により提供する。また、必要に応じ記者会見場や設備の準備を行う。なお、発表内容については、市災害対策本部会議に諮るものとし、記者発表に際しては、次の者を発表者とし、その後の報道機関への発表についてもできるだけ発表者を固定して行うものとする。

(1) 市の発表者及び発表内容

① 市の発表者

本部長又は副本部長

② 発表内容

ア 災害の種別、発生日時

イ 災害発生の場所

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 市民に対する避難情報発令の状況

カ 市民及び被災者に対する協力及び注意事項

『【資料】第2. 15「広報文例」』参照

6. 5 報道機関等に対する要請【広報情報班】

「広報情報班」は、被害状況等により広域的な広報等が必要なときは、県災害対策本部統括部に、次のような広報活動を要請するものとする。

また、報道機関等に対し、避難所などにおいてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

① 広報車

② ヘリコプター

③ 活字媒体（広報誌の号外、一般新聞等）

④ 放送媒体（ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、臨時災害FM局）

⑤ インターネット、県ホームページ、九都県市ホームページ

⑥ 民間の電光掲示板等

6. 6 来庁者・電話問い合わせ者に対する対応【市民支援班】

「市民支援班」は、初動活動の円滑な進行のために、市民からの問い合わせを一手に引き受けるとともに、市庁舎につめかけた被災者を適宜避難所等に誘導する。

<活動内容と手順>

1 電話による問い合わせ等への対応

① 窓口の一元化

非常配備体制時における市への住民からの問い合わせに対しては、原則として「市民支援班」が対応する。

② 「市民支援班」の活動体制

「市民支援班」は、問い合わせの種類（照会、被害通報、要請等）に応じた活動体制を組む。

③ 緊急・重要情報の共有化

重要かつ緊急性の高い内容については、各班に報告する。

④ 安否情報の対応

安否情報の確認に関しては、数多くの問い合わせがあると考えられる。

「市民支援班」は、「避難所班」や「要配慮者支援班」等からの情報を整理し、また、NTT東日本の災害用伝言ダイヤル（171）の活用や、インターネットによる吉川市のホームページからの情報確認を紹介するなどして可能な限り対応する。

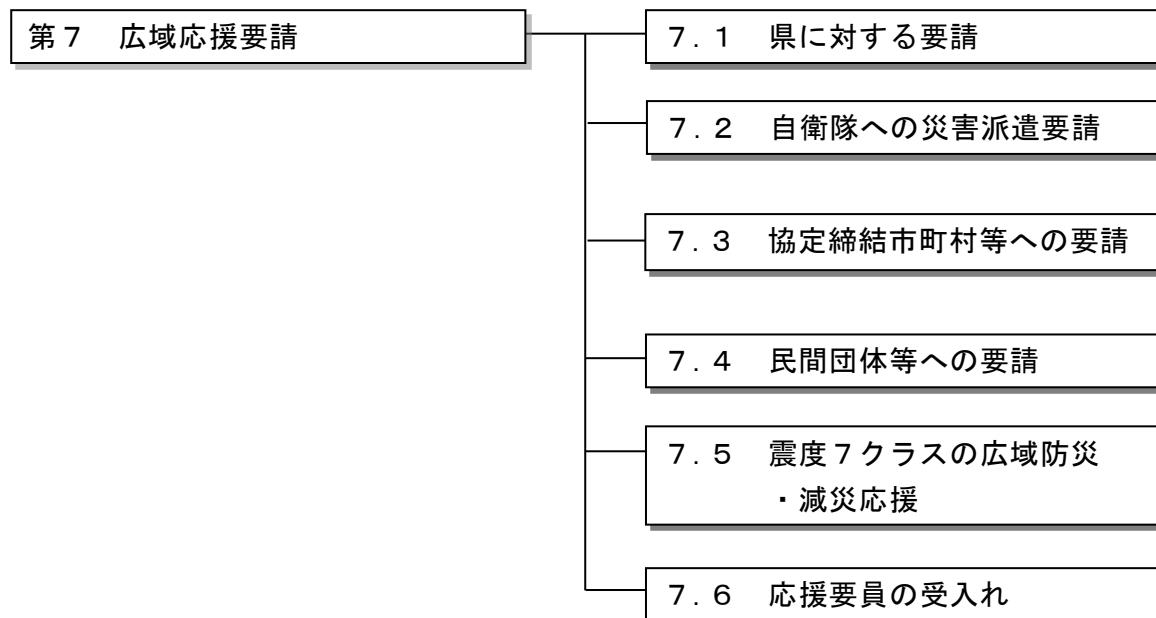
2 来庁者への対応

地震発生後は、多数の住民が市庁舎につめかけることが予想される。

「市民支援班」は、応急対策の支障とならないように被災者を適宜避難所等に誘導するとともに、「広報情報班」を通じて庁内放送や掲示板等で情報の提供を行う。

第7 広域応援要請

災害時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに県、近隣市町その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を実施する。



7.1 県に対する要請【総括班】

大規模地震の発生に際して、本市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、「総括班」は速やかに県災害対策本部へ応援要請を行う。

<活動内容と手順>

1 要請の手続き

「総括班」は、「吉川市受援計画」に基づき、各班からの要望を取りまとめ、県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）に対して、「埼玉県・市町村人的相互応援（埼玉県・市町村被災者安心支援制度）」による職員の派遣を文書で要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

2 要請の事項（災害対策基本法第68条）

要請は、次の事項を明確にして行う。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

3 他府県、他市町村又は指定地方行政機関の職員あっせんの要請（災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17）

要請は、次の事項を明確にして行う。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
- (3) 派遣を必要とする時期
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他参考となるべき事項

4 緊急放送の要請（災害対策基本法第57条）

要請は、次の事項を明確にして行う。

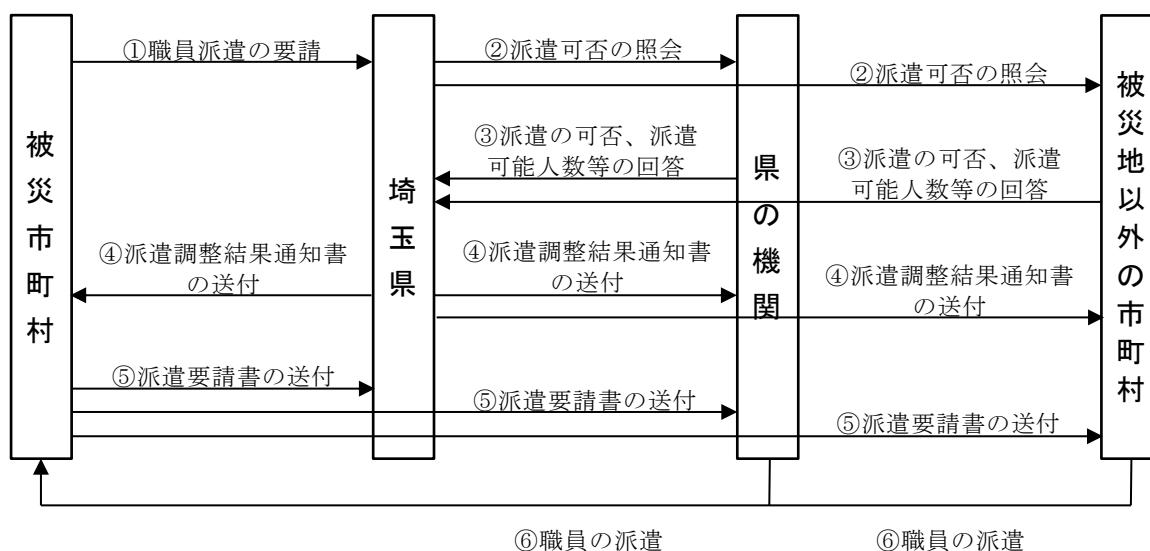
- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時・送信系統
- (4) その他必要な事項

『【様式】様式第6号「放送要請依頼用紙」』参照

5 埼玉県・市町村人的相互応援（埼玉県・市町村被災者安心支援制度）

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受け入れ
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県（統括部、支部）	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

□埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続き



『【様式】様式第7号「応援要請書（直接応援市町村へ要請）」』参照

『【様式】様式第8号「災害時相互応援連絡表（県へ要請）」』参照

7.2 自衛隊への災害派遣要請【本部長（市長）、総括班】

自衛隊の災害派遣要請が必要と判断されたときは、「総括班」は、県危機管理課を通じて、県知事に災害派遣を要請するものとする。

<活動内容と手順>

1 要請の手続き

市長は、速やかに県知事に対して災害派遣要請を行う。

県知事に要求ができない場合には、本市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第32普通科連隊へ直接通知することができる（災害対策基本法第68条の2）。

県危機管理課
○連絡先 TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129
陸上自衛隊第32普通科連隊
○所在地 〒331-8550 埼玉県さいたま市北区日進町 1-40-7
○連絡先
・課業時間内(8時00分～17時30分) ：第3科長 TEL 048-663-4241 (内線：435・437)
・課業時間外(17時30分～8時00分) ：部隊当直司令 TEL 048-663-4241 (内線：402)

2 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- 1 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- 2 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 3 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の搜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他

3 災害派遣要請の依頼手続き

「総括班」は、自衛隊派遣を要請する場合、県危機管理課に対し、次の事項を明記した文書（3部）をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により依頼し、事後速やかに文書（3部）を送付する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

5 災害派遣部隊の受入体制の確保

(1) 緊密な連絡協力

県、市、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

県及び市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 作業計画及び資材等の準備

県及び市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする充分な資料の準備を整え、かつ諸作業に關係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

7.3 協定締結市町村等への要請【総括班】

平素から近隣市町等の間の協力体制の確立に努めておくとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続きの方法を明確にしておく。

<活動内容と手順>

1 協定締結市町村への要請

協定締結市町村の応援要請が必要と判断したときは、「総括班」は、協定を締結している市町村へ応援要請するものとする。

2 指定公共機関、指定地方公共機関への要請

「総括班」は、本市域の電気、ガス、輸送、通信等の施設の被災状況に応じ、指定公共機関、指定地方公共機関に対し、速やかな対応を要請する。

7.4 民間団体等への要請【総括班】

本市は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するために、関係防災機関のみならず、市の区域における民間団体の協力を得るものとする。

『【本文】本編 本章 第4節「第10 災害ボランティアの確保」(P225~226)』参照

<活動内容と手順>

1 協力団体

(1) 公共的団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会、女性の会、市指定水道工事店、市指定排水設備工事店、建設業協会、清掃業者衛生組合、金融団、さいかつ農業協同組合、吉川市商工会、市社会福祉協議会、シルバー人材センター、日本赤十字社吉川市地区、(一社)埼玉県トラック協会吉川支部等

『【資料】第2. 12 「防災関係機関一覧」』参照

(2) 市民の自発的組織

自治会、自主防災組織等

(3) 市民ボランティア等

2 協力活動

- (1) 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び運送等の活動
- (4) 被害状況の調査補助活動
- (5) 被災地域内の秩序維持活動
- (6) 道路、公共施設等の応急復旧作業活動
- (7) 応急仮設住宅の建設活動
- (8) 生活必需品の調達活動
- (9) その他市が行う災害応急対策業務への応援協力
- (10) 水防活動

3 協力要請の方法

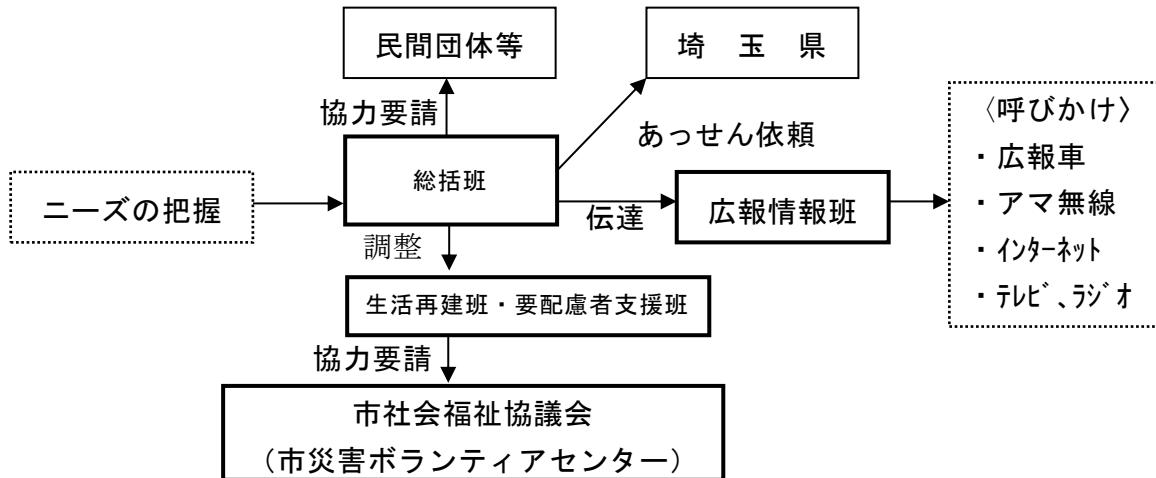
(1) 要請部署

- ① 公共的団体 : 「総括班」
- ② 災害ボランティア : 「生活再建班」、災害ボランティアセンター

(2) 災害ボランティア受付場所

災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）

(3) 協力要請の流れ



(4) 協力要請方法

次の事項を明確にして要請する。

- ① 活動の内容
- ② 協力を希望する人数
- ③ 調達を要する資機材等
- ④ 協力を希望する地域及び期間
- ⑤ その他参考となるべき事項

7.5 震度7クラスの広域防災・減災応援【総括班】

震度7クラスの地震発生時は、被害情報の収集の遅れから、これまでに示した要請手順に沿った応援要請を行っていたのでは、タイミングを逸してしまいます。

各班は、本市全域及び全市民が被災者と想定して、ニーズの把握を想定していかなければならない。

その上で「いつ、どんな状況で、どのような応援要請が必要か」をつかんでおくとともに、要請手続きに必要な項目を最小限にすることが必要である。

7.6 応援要員の受入れ【総括班】

「総括班」は、応援要員の受入体制を整えるものとする。

<活動内容と手順>

1 「総括班」の活動

「総括班」は、応援要員の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら、宿泊地のあっせん及び食料・資機材の調達を実施する。「総括班」は、本市のみで受入体制を整えることが困難な場合は、県災害対策本部総務部に受入れの調整を依頼する。

2 自己完結型の応援体制

自衛隊等の食料・装備等の充実している機関については、食料の持参や自ら宿泊施設を確保してもらうように依頼する。

3 指揮命令系統

応援要員は、市災害対策本部の指揮下に入るが、職員の不足等によって現実には現場での指揮は困難な場合がある。

対応策としては、応援要員の地域割・役割分担を行い、権限を与えるとともに、現地に応援部隊を統括するセクションの設置を県に依頼することなどが考えられる。

4 広域応援拠点の開設

(1) 本市が激甚被災地となった場合

本市が激甚な被害を受けた場合は、市内において応援拠点となる施設やオープンスペースの確保及び応援要員・職員の受入れが極めて困難になると予想される。その場合は、県に対し、周辺市町に広域応援拠点施設の開設とその運営を要請する。

なお、広域応援拠点の運営を円滑に進めるために、職員を連絡要員としてこれらの拠点に派遣する。

(2) 本市の被害が相対的に軽い場合

激甚被災地となった市町村に対し、県の指示等により、広域応援拠点の開設・運営、応援要員・職員に対する便宜供与等により応援を実施する。

また、状況により、応援要員・職員を激甚被災地へ派遣する。

□野営場所候補地

場所	所在地	敷地面積	備考
吉川運動公園	きよみ野1-5	19, 201m ²	調節池
美南中央公園	美南2-6	35, 904m ²	高低差のある公園
旭公園球場	旭2977番地	17, 978m ²	球場含む公園全体
永田公園	きよみ野四丁目10番地	26, 200m ²	

□ヘリコプター発着可能地点

施設名	所在地	備考
美南中央公園	美南二丁目 6 番地	
吉川運動公園	きよみ野 1-5	調節池

第8 自主防災組織の活動 【自主防災組織、自治会】

阪神淡路大震災に際して、行政の救急活動が十分に機能しない中、「顔見知り」という地域コミュニティが人命救助活動等に威力を発揮した。

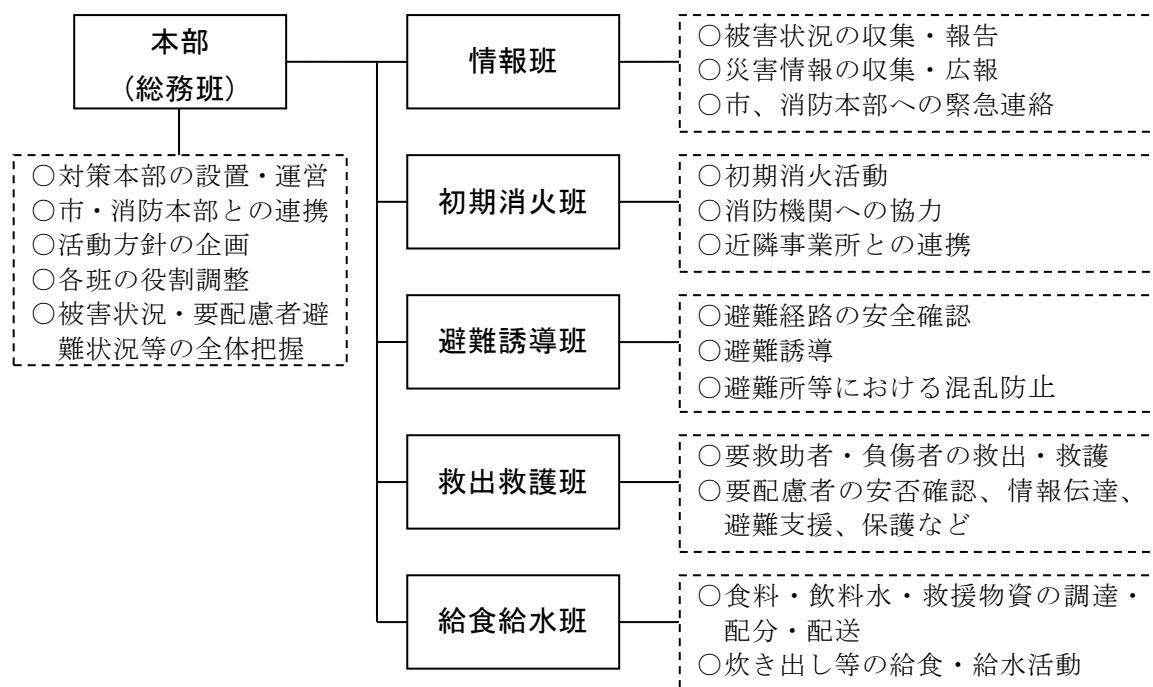
本市は、阪神淡路大震災で得られた教訓を生かし、市民による地域住民組織で結成された自主防災組織の活動を促進する。

第8 自主防災組織の活動

<活動内容と手順>

1 自主防災組織の活動体制

自主防災組織は、迅速かつ効率的な活動を実施するために、基本的に次の例により班編成して活動する。



2 自主防災組織の活動

(1) 情報班の活動

「情報班」は、被害状況等を迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・分析・伝達を行う。

① 情報の収集・伝達

地域内の被害情報、関係防災機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民及び関係防災機関へ伝達する。

② 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令、市のパトロール班に対する口頭伝達等による。

(2) 初期消火班の活動

発災時において、速やかに消火体制を確立するなど、次のような行動をとる。

① 防災倉庫への参集

消火班員は、家族の安全対策を講じた後、速やかに防災倉庫又はあらかじめ定められた場所に参集する。また、参集に際しては、次のような状況の把握に努める。

ア 参集途上における火災の有無

イ 道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無

ウ 危険物、可燃ガス等の流出の状況等

エ 電線の切断の有無

② 防火の呼び掛け

「情報班」と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止、初期消火行動について呼び掛けを行う。

③ 防火パトロールと初期消火

防火パトロールを実施して、火災を早期に発見し、直ちに消火活動を行う。

④ 消火の協力要請

地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所に協力を求める。

⑤ 消火活動の応援

消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して消防ポンプ等を活用しながら消火活動に当たる。

(3) 避難誘導班

① 避難誘導

避難誘導班員は、市災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

② 避難所における混乱防止

避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心の安定に努める。

③ 秩序維持協力

避難後における市街地の盜難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒に当らせる。

(4) 救出救護班の役割

① 要救出・救護者の把握

建物倒壊による要救出者及び家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。

② 避難行動要支援者等の要配慮者の緊急避難

避難行動要支援者については、平常時から把握しておく、地震発生時には、優先して安全な場所に避難させる。

③ 応急救出活動

倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者

等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動に当たる。大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。

④ 応急救護活動

負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織が小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、軽症者を対象に治療を行い、重症者については、簡単な応急処置を行うとともに、医師又は関係防災機関等の指示を受ける。

⑤ 後方医療機関等への搬送

災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症患者については、速やかに市が開設する救護所又は後方医療機関等へ搬送する。この場合、あらかじめ救護所や医療機関の受入体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。

⑥ 関係防災機関への協力

発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の救護所等への搬送、その他関係防災機関の指示及び要請に協力する。

(5) 給食給水班

① 給食の実施

市から提供された食料、地域内の家庭、販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

② 給水の実施

市から提供された飲料水によって給水活動を行う。

③ その他

その他物資の配付があった場合には、円滑・迅速に処理する。